

令和8年3月8日に投開票される  
石川県知事選挙に向けての留意事項について（確認）

石川県教育委員会事務局学校指導課

3月8日（日）に行われる標記の選挙に伴い、下記の事項について配慮願います。

○ 生徒が投票できる環境づくり

- ・改めて、選挙権年齢引下げの意義や投票の重要性を生徒に伝える。
- ・生徒が投票に行ける時間を十分に確保する。
- ・部活動の遠征や大会への参加、入院等により、生徒が選挙当日に投票に行けない場合は、期日前投票または不在者投票制度を活用するよう周知する。

○ チラシの配布等依頼への対応

- ・政治的中立性を確保できる内容かどうかを確認した上、適切に対応する。  
（例）政治的中立性の確保が可能なもの
  - ・選挙管理委員会など、公共の団体が関わっている内容のもの
  - ・全ての選挙立候補予定者による討論会

○ 生徒向けアンケートの実施依頼への対応

- ・特定の企業が生徒対象に行おうとするアンケート等については、学校は仲介しない。

○ 学校周辺における選挙活動

- ・公職選挙法（第百四十条の二 第2項）で「選挙運動のための連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない」とされている点を踏まえ、授業等に大きな支障が生ずる場合は音声を下げていただくよう要請する等、適切に対応する。

○ 生徒の選挙運動

- ・満18歳未満の者が選挙運動を行うことは、法律上、禁止されている旨を、ホームルーム活動等を通じて、生徒に改めて注意喚起する。
- ・満18歳以上の者が選挙運動を行う場合は、公職選挙法に抵触しないよう、ホームルーム活動等を通じて、生徒に改めて注意喚起する。

[参考] 「新有権者の選挙ガイド」（石川県選挙管理委員会・石川県明るい選挙推進協議会発行）  
「私たちが拓く日本の未来」（総務省・文部科学省発行）